

基金だより

2016年4月

住友ゴム連合企業年金基金



「新境川の百十郎桜」 〈岐阜県〉

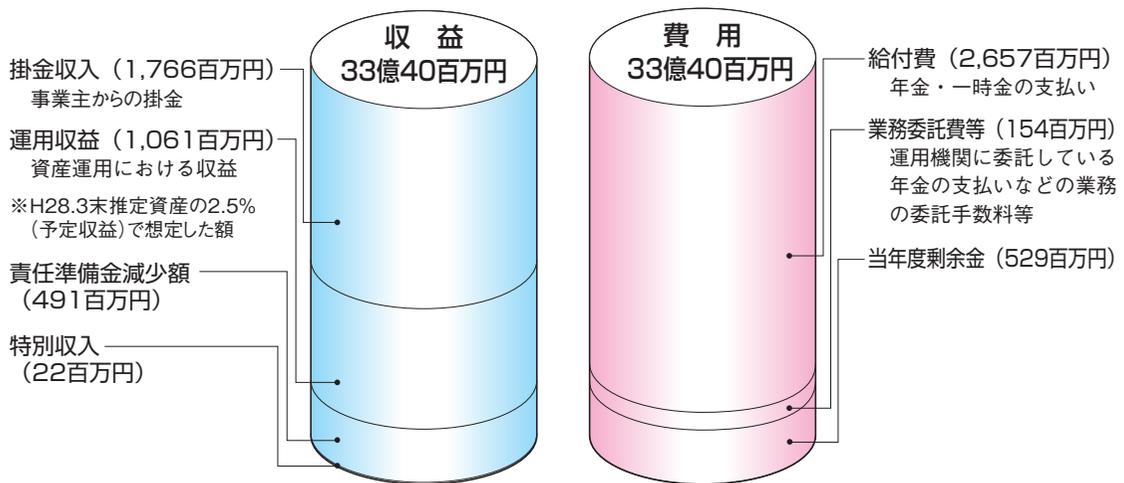
平成28年度 基金予算のお知らせ

〔 3月4日に開催されました第26回代議員会で、当基金の平成28年度予算が
可決・承認されました。その概要をお知らせいたします。 〕

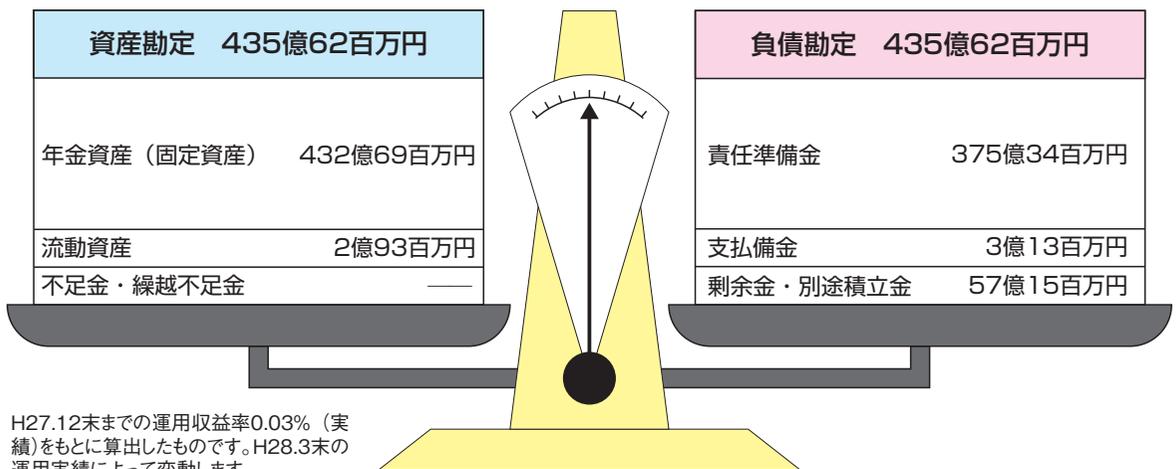
年金資産は432億69百万円に

年金経理 年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況をみる会計です。

〔 **1年間の収支見込み** 基金の主な収入源である掛金、年金・一時金の支払い、年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。
(予定損益計算書・経常収支) 〕



〔 **財政バランス** 将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき
必要額 (数理債務) と、保有する年金資産とのバランスを予測します。
(予定貸借対照表) 〕



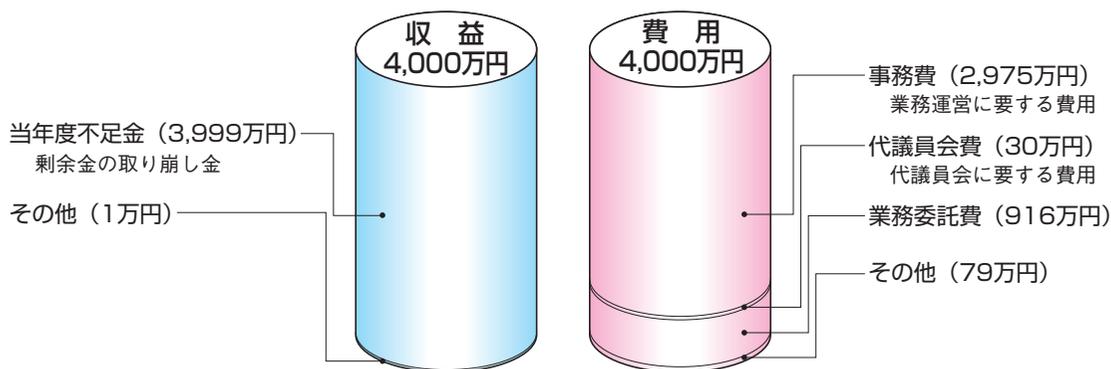


業務経理・業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理します。

当基金は、加入事業所からの掛金（事務費掛金）により運営されています。そのため1人当たり月額470円を事業主負担で徴収しています。

尚、平成27年度末（H28.3末）の資産残高は64百万円程度となる見込みですが、これは年間経費の1.6年分に相当するため、平成28年度は昨年度に引き続き事務費掛金の徴収を休止し、剰余金を取り崩すことで賄う計画といたしました。（第24回代議員会で可決・承認済）



予算の基礎数値

平成28年度の当基金の予算は、次の基礎数値に基づいて作成しました。

1. 設立事業所数： 28社

2. 加入者数： 10,170人

3. 掛金 標準掛金： 1,551百万円
特別掛金： 215百万円
事務費掛金： 0百万円

4. 給付 年金給付： 1,081百万円
脱退一時金： 230百万円
選択一時金： 1,300百万円
遺族一時金： 47百万円

平成28年度は
剰余金の取り崩し
で対応する



マイナンバー取得に関する 当企業年金からのお知らせ

今年1月からマイナンバー制度が実施されたことに伴い、社会保障・税・災害対策等の行政手続で国民一人ひとりに割り当てられたマイナンバーが使用されています。当企業年金においても、税に関する行政手続でマイナンバーを使用することが法令で決まっており、具体的には、年金や一時金をお支払いする際に税務署へ提出する「公的年金等支払報告書」「支払調書」「源泉徴収票」等の作成に使います。当企業年金におけるマイナンバーの取得は下記のとおり行います。

年金受給者・待期者の皆さまの マイナンバー取得

企業年金連合会*より一括して取得することとしており、皆さまからマイナンバーをご提出いただく必要はありません（一括で取得できない場合、受給者・待期者の皆さまについて直接ご提出をお願いすることになります）。

*企業年金を短期間で退職した方への年金給付や、複数の企業年金に加入した方の記録の一元管理等を行う公的機関。



マイナンバー
広報キャラクター
マイナちゃん

マイナンバーの取得にあたり、当企業年金は「特定個人情報等の取り扱いに関する基本方針」および「特定個人情報取扱規程」を策定し、安全措置を講じ適切な管理に努めてまいります。

住友ゴム連合企業年金基金（以下「基金」という。）は、業務を通じて取り扱う加入者、受給者等の個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）並びに基金の職員その他従業者の特定個人情報等の適正な取扱いの確保について基金として取り組むために本基本方針を定めます。

1 特定個人情報等の 適正な取扱い

基金は、特定個人情報取扱規程を策定し、特定個人情報等を適正に取り扱います。

2 関係法令・ ガイドライン等の遵守

基金は、特定個人情報等に関する法令、特定個人情報保護委員会が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱います。

3 安全管理措置に 関する事項

基金は、特定個人情報等の安全管理措置に関して、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

4 特定個人情報等に 関する問い合わせ窓口

基金は、特定個人情報等の取扱いに関する問合せ等適切に対応いたします。
特定個人情報等の取扱いに関するご質問や苦情に関しては、下記の窓口宛にご連絡ください。

基金の
特定個人情報等
お問合せ窓口

〈事務所所在地〉〒651-0072 神戸市中央区脇浜町3-6-9

〈基金名〉住友ゴム連合企業年金基金

〈電話番号〉078-265-3060

〈受付時間〉9:00～17:00

平成28年度の国の年金額は 据え置きとなりました。

経済動向で変わる 年金額の改定のしくみ

年金額は、物価や賃金、人口などの動向を踏まえ毎年改定されています。

このように、経済動向に応じて見直される年金額ですが、そのしくみはどうなっているのでしょうか……。



受け取り始めは賃金水準

受給開始後は物価水準で改定

国民年金や厚生年金など国の年金は、その時々物価や生活水準に見合った給付額となるよう、物価や賃金の上昇に応じて年金額を改定する機能（物価スライド、賃金スライド）があります。

具体的に説明すると、年金を受け取り始めるときは、現役世代（厚生年金被保険者）1人当たりの賃金水準に合わせて改定します。年金受給が始まってからは、物価に合わせた改定を行います。これが年金額改定の原則となります。

ただし、例外的な取り扱いもあります。一つは物価に比べて賃金の伸びが低いときで、この場合は、物価ではなく、賃金に応じて年金額を改定します。これは、現役世代の負担力とのバランスを考慮した結果です（6頁図表1ケース①のA）。

もう一つは、物価は上昇したものの賃金が下落したときです。これをそのまま適用すると、年金を受け取り始める人と、すでに年金を受けている人の間で不均衡が生じてしまいます。そのため、どちらにも不利とならないよう、プラスの改定もマイナスの改定もしません（6頁図表1ケース④）。

年金額改定では、 少子高齢化の影響も反映

これまで見てきたのは物価や賃金などの動向による改定方法ですが、これに加えて、平成27年度からは「マクロ経済スライド」が適用されています。これは、少子高齢化の進行度合いを反映して、給付と負担のバランスを図る目的があります。

具体的には、年金額改定を行う際、年金制度の加入者数の減少率に平均余命の伸び率を加味した「スライド調整率」を物価（賃金）の伸び率から差し引きます。これにより、年金額の伸びを緩やかにしていきます（7頁図表2ケース①）。

ただし、物価（賃金）上昇が小幅で、差し引くスライド調整率のほうが多い場合、調整率の反映は部分的なものになります（7頁図表2ケース②）。これは物価（賃金）が下落した場合も同様で、スライド調整率の下げ幅のほうが大きくても、物価（賃金）下落以上に引き下げることはありません（7頁図表2ケース③）。つまり、名目額は維持されるルールとなっています。

図表1 ●年金受給者の年金額改定の方法

※ここでは、年金受給者（68歳以上）の年金額改定を前提としています。

経済情勢	物価と賃金の伸び	年金額の改定方法
ケース① 前年に比べ、物価、賃金ともに上昇	A 上昇幅は物価のほうが大きい 	【例外規定】 賃金の伸び(0.7%)で年金額を改定
	B 上昇幅は賃金のほうが大きい 	【通常の年金額改定】 物価の伸び(0.7%)にあわせて年金額を改定
ケース② 前年に比べ、物価は下落、賃金は上昇		【通常の年金額改定】 物価の下落(-0.7%)にあわせて年金額を改定
ケース③ 前年に比べ、物価、賃金ともに下落		【通常の年金額改定】 物価の下落(-1.0%)にあわせて年金額を改定 ※賃金の下落幅のほうが大きい場合であっても同様。
ケース④ 前年に比べ、物価は上昇、賃金は下落		【例外規定】 年金額は改定しない

ワンポイントプラス

法令上、年金の受け取り始めとは65歳を指します。したがって、年金額の改定は64歳到達年度までは賃金、65歳以降は物価で行います。

しかし、賃金の伸びは3年分の実績値の平均をとることになっており、かつ、実績値は2年度前の分しかとれません。そのため、64歳時点を中心値とした3年平均の賃金の伸びが反映されるのは3年後の67歳となります。したがって、実際には、67歳までが賃金、68歳以降は物価水準で年金額の改定を行うこととなります。

解答

【パズルに挑戦!】

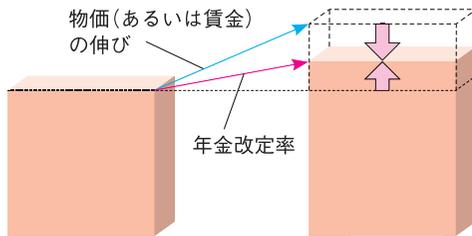
1	コ	セ	キ	15	コ	ウ	サ
2	タイ	シ _A	ヤ	21	ソ	ラ _B	
3	エコ		ヒ	12	ト	ハ	ダ
	8	ウ	ミ	17	シ	ツ	
4	フ	ウ	ソ	13	25	26	タ
5	メ _D	ド	14	サ	18	ウ _C	ンド
6	ツ	ク	シ	19	チ	キン	

答 シラウメ

図表2 ●マクロ経済スライドが適用されるときの変更方法

ケース① 物価（賃金）が一定程度上昇した場合

物価（賃金）の伸び率がスライド調整率を上回る場合、スライド調整率を反映して年金額を改定します。

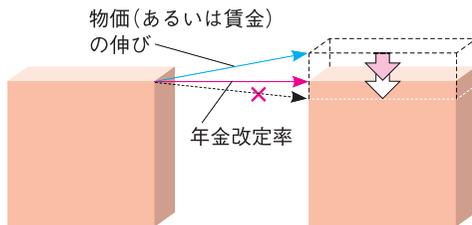


(例) 物価（賃金）の伸び率 = 1.9%
スライド調整率 = 0.9%

年金改定率 (1.9 - 0.9 = 1.0%)

ケース② 物価（賃金）の上昇が小さい場合

物価（賃金）の伸び率よりもスライド調整率による下げ幅が大きい場合は、名目額（前年度の年金額）が維持されます。



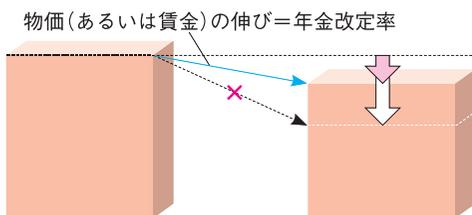
(例) 物価（賃金）の伸び率 = 0.5%
スライド調整率 = 0.9%

年金改定率 (0.5 - 0.9 = -0.4%)

ただし、名目額（前年度の年金額）は維持されるため、改定率は1となります。

ケース③ 物価（賃金）が下落した場合

物価（賃金）が下落した場合は、通常年金改定のとおりに下落だけ年金額を下げます。しかし、それ以上に下げることはありません。



(例) 物価（賃金）の伸び率 = -0.5%
スライド調整率 = 0.9%

年金改定率 (-0.5 - 0.9 = -1.4%)

物価（賃金）下落分（-0.5%）のみ反映するため、改定率は-0.5%となります。

住友ゴム連合企業年金基金の

ホームページをご覧ください

加入者専用のページを開くには

ユーザー名：**srikikin**

パスワード：**10050**を入力してください。



ホームページアドレス

<http://www.sri-kikin-kenpo.or.jp/kikin>

パズルに挑戦!

パズル制作/ニコリ



ヨコのカギ

- ① 家族の構成や、生年月日などが記録されています。—— 膳本
- ② 基礎——は、体の維持に最低限必要なエネルギーの量
- ③ 環境に配慮していること。—— カー
- ④ どのくらい強く吹いているかの指標になります
- ⑤ ついに完成の—— がついた
- ⑥ 春先に野原に出てきます。漢字では「土筆」と書きます
- ⑧ 地球上の初めての生命が生まれたという場所
- ⑫ だいたい36度くらい? お酒ならぬるかんよりも低めかな
- ⑭ ——トラック、—— エフェクト
- ⑮ 立体—— する高速道路
- ⑰ 糖——、たんぱく——
- ⑲ ニワトリの肉
- ⑳ 屋外で頭上に広がっているもの
- ㉒ —— 違いのスケールの計画だ



- ① 問題を出されたら考ええるもの
- ④ なくならないこと。歴史に——の名を残す
- ⑦ 晴れたら野良仕事、雨が降ったら屋内で本を開く悠々自適の暮らし
- ⑨ 水と陸との境目
- ⑩ 白や赤や合わせなどがある調味料
- ⑪ 品が悪いこと
- ⑬ 牛や馬が食べるもの
- ⑮ パーステークーキのロウソクの数が表示していたり
- ⑱ 胸の——に情熱を秘めた若者
- ⑳ 真実を口にしてはいるか否かを判定するマシン
- ㉒ ビタミンや食物繊維をとりたいたとき食べそうなメニュー
- ㉒ 雪だるまの目にもなる丸っこい炭

クロスワードを完成させて、A~Dに入る文字をつなげましょう。

答
A B C D

1	7	9		15	20	23
2			A	11		B
3				12	16	
	8	10		17		
4				13	22	24
5				14	18	
6					19	



タテのカギ

クイズの解答は6頁をご覧ください。